

<h1>静岡市報</h1>	No. 73
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する
条例・・ 5

規 則

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則・・ 8
- 静岡市大浜公園条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市大浜公園条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 15

告 示

- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第
8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づ
き市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第48号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条ずれに対応するため、
所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第49号）

建設業法施行令の一部改正に伴う条ずれに対応するため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年5月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第48号

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

静岡市知的障害者福祉施設条例（平成15年静岡市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月5日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第49号

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例（平成24年静岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号及び第4条第1項第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

静岡市規則第73号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年5月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「会計室」の次に「、静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）第2条に規定する局に置かれる課」を加え、同条第2号中「（平成17年静岡市規則第41号）」の次に「、静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

静岡市規則第74号

静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年5月22日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則
静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前)」を削る。

第4条第4項中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第75号

静岡市大浜公園条例施行規則をここに制定する。

令和7年6月5日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市大浜公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市大浜公園条例（令和5年静岡市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為等の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、大浜公園内行為許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、行為をしようとする日（以下「行為日」という。）の1月前から当該行為日の7日前までに行うものとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、当該期間の経過後においても申請を行うことができる。

3 条例第4条第2項の規定による許可を受けようとする者は、大浜公園内許可行為変更許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第4条第1項の規定による許可をしたときは、大浜公園内行為許可書（様式第3号）（以下「許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、条例第4条第2項の規定による許可をしたときは、大浜公園内許可行為変更許可書（様式第4号）（以下「変更許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(プールの供用期間の承認手続等)

第4条 指定管理者は、当該年度のプールの供用期間について、条例第6条第1項に規定する市長の承認を受けようとするときは、大浜公園プール供用期間承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長に提出された事業計画書等において当該年度のプールの供用期間が明示されている場合は、この限りでない。

2 市長は、プールの供用期間について承認をしたときは、大浜公園プール供用期間承認証（様式第6号）を指定管理者に交付するものとする。

3 前項の規定によりプールの供用期間の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき供用

期間を決定しなければならない。

- 4 指定管理者は、前項の規定によりプールの供用期間を決定したときは、当該供用期間を市民に公表しなければならない。

(利用料金の承認手続等)

第5条 指定管理者は、利用料金について、条例第9条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、大浜公園利用料金承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、利用料金について承認をしたときは、大浜公園利用料金承認証(様式第8号)を指定管理者に交付するものとする。

- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該施設を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

- 5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第6条 条例第9条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用するとき 利用料金の全額

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

- 2 指定管理者は、条例第9条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第7条 条例第9条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による行為の許可を受けた者(以下「行為者」という。)の責めに帰することができない理由により当該許可を受けた行為をすることができなくなったとき。

(2) プールの利用料金を支払った者の責めに帰すことができない理由によりプールの利用ができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第9条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第5条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(行為者の遵守事項)

第8条 行為者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 行為の際、許可書及び変更許可書を携帯し、指定管理者の要求があったときは、直ちに提示すること。

(2) 公園の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届けること。

(3) 行為が終わったときは、指定管理者の点検を受けること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第9条 条例第10条の規定による申請は、大浜公園指定管理者指定申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 大浜公園事業計画書(様式第10号)

(2) 大浜公園事業計画に関する収支予算書(様式第11号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公園の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、静岡市大浜公園条例（令和5年静岡市条例第46号）附則第1項本文に規定する規則で定める日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第76号

静岡市大浜公園条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和7年6月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市大浜公園条例の施行期日を定める規則

静岡市大浜公園条例（令和5年静岡市条例第46号）の施行期日は、令和7年7月19日とする。

静岡市規則第77号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年6月13日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「8万1,290円」を「8万5,490円」に、「4万600円」を「4万2,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

静岡市告示第536号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月13日

静岡市長 難波 喬 司

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,499円	13,975円
20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,200円	13,975円

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第537号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月13日

静岡市長 難波 喬 司

本則の表常時介護を要する状態の項中「81,290円」を「85,490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。